

岐阜県高山土木事務所 県単道路管理支援業務委託 説明書

岐阜県高山土木事務所発注の平成23年度県単道路管理支援業務委託に係わるプロポーザル等については、関係法令に定めるものの他、この説明書によるものとする。

1 業務の目的

本業務は、岐阜県道路パトロール業務委託実施要領に基づき、高山土木事務所管内の県管理道路が常時、良好状態が保たれるよう道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用に対して適宜の措置を講ずるとともに、道路管理上に必要な情報及び資料を収集すること目的とする業務である。

2 業務名

県単道路管理支援業務委託

3 業務内容

別添「岐阜県道路管理支援業務委託特記仕様書」に基づく内容とする。

4 業務規模

本業務の業務規模は、900万円程度を想定している。

5 成果品

道路パトロール日誌（A4版） 1部

6 プロポーザルに係る日程

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 公告・説明書の交付 | 平成23年2月15日（火）から |
| (2) 質問書の提出期限 | 平成23年2月25日（金） |
| (3) 質問書の回答期限 | 平成23年3月 2日（水） |
| (4) 参加表明書・技術提案書等提出期限 | 平成23年3月 7日（月）16時30まで |
| (5) 審査結果通知（特定・非特定） | 平成23年3月16日（水） |

7 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書、技術提案書及び参考見積を提出する。

(1) 提出期間

平成23年2月15日（火）から平成23年3月 7日（月）

（上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日8時30分から16時30分）

(2) 提出先

〒506-8688

岐阜県高山市上岡本町7-468

高山土木事務所 総務課管理調整担当

TEL 0577-33-1111（代） 内線362

FAX 0577-33-1086

(3) 提出書類

- ①参加表明書 別添様式-1
- ②技術提案書 別添様式-2～6
- ③その他提出書類 (6) のとおり
- ④参考見積 様式は指定しない。

(4) 提出方法

(3) に掲げる提出書類各1部を持参または郵送にて提出する。郵送は配達証明付き書留郵便に限り、提出期限日必着とする。また、持参、郵送を問わず、提出書類は電子媒体（CD-ROM）にPDF形式ファイルを記録したものを添付することとする。

(5) 参加表明書及び技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書 (様式-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格登録を(名簿及び登録番号)記載する。 ・業務に使用可能(所有又はリース等)な道路維持作業車を記載する。
業務実施体制 (様式-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の技術者等を記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
予定技術者の 経歴等 (様式-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の責任者、作業員及び運転手について、保有資格、経歴及び手持ち業務量等を記載する。 ・配置予定者1名につき1枚に記載する。
予定技術者の 過去15年間の 同種又は類似 業務の実績 (様式-4)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・配置予定技術者1名につき1枚に記載する。 ・記載する業務は、平成8年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務数は、技術者1名につき代表となる業務1件とする。
業務実施方針 (様式-5)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の特徴等をふまえたスケジュール、作業工程など業務実施方針を簡潔(1~2枚)に記載する。
特定テーマに 対する技術提 案 (様式-6)	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる特定テーマに対する技術提案を具体的に記載する。 「道路施設の損傷箇所について、効率的かつ確実に発見するための有効な提案について」 ・枚数は2~10枚程度とする。
参考見積 (様式任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書を踏まえて必要な経費を算出し、参考見積として提出する。 ・記載様式は特に定めないが、明細等をできる限り明らかにする。 ・委託先として特定された場合は、積算の参考とするために再度見積を依頼する。

(共通事項)

- ① 文字サイズは10ポイント以上とする。言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ② 技術提案書の無効
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(6) その他提出書類

①から⑤については、該当する場合のみ。

- ① ISO認証書の写し
- ② 直近15か年度に完成引き渡しの済んだ業務の受託実績
 - ・国、NEXCO及び岐阜県と同種（類似）業務の受託契約書の写し
- ③ 従業員数及び技術者数の確認
 - ・常勤雇用の従業員数については、平成22年7月1日の状況で社会保険事務所へ提出した「報酬月額算定基礎届」の写し
 - ・国家資格については、資格認定証明書（資格者証）、合格証明書の写し
- ④ 岐阜県との災害協定への参加
 - ・岐阜県及び県内市町村と締結された「災害時応援協力に関する協定」への参加が確認できる書類
 - ・災害時の貢献活動については、災害協定と同等と認められる活動内容が確認できる書類
- ⑤ ボランティア活動の有無
 - ・社会資本（道路、河川、公園等）に対する岐阜県との協定により行った活動（例：ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動等）については、活動実績の写し
 - ・岐阜県、県内市町村又は任意団体等が主催する社会資本（道路、河川、公園等）に対する除草、清掃、植栽等に関するボランティア活動については、主催団体の活動実績証明書、表彰状又は感謝状の写し（活動実績証明書等の宛名が参加表明者以外の者となっている場合は、参加表明者が当該活動に参加したことを、活動実績証明書等を受けた団体が発行した証明書）
- ⑥ 予定運転手の運転記録証明書
 - ・自動車安全運転センターの発行のもので、発行日現在の過去5年間の記録を証明するもの。

8 技術提案書の選定及び特定

(1) 評価基準

技術提案書の特定をする際の評価の判断基準は以下のとおりである。

評価項目	評価の着眼点	判断基準	評価のウェイト	
基本事項 (1) 30点	参加者評価	環境配慮	I S O 認証取得の状況を下記の順位で評価する。 ① I S O 9 0 0 0 及び 1 4 0 0 1 取得済み。 ② I S O 9 0 0 0 又は 1 4 0 0 1 取得済み。 ③ 取得なし	5 × 30/32.5
		業務実績	直近 1 5 か年度に完成引き渡しの済んだ業務の受託実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 上記に該当しない。 同種業務：道路パトロール業務 類似業務：道路維持修繕業務内の巡視など 対 象：国、N E X C O 及び岐阜県発注業務のみ	1 0 × 30/32.5
		従業員数	スタッフ数を下記の順位で評価する。 ① 従業員数 10 名以上並びに国家資格を有する技術者数 5 名以上 ② 従業員数 10 名以上又は国家資格を有する技術者数 5 名以上 ③ 従業員数 10 名未満並びに国家資格を有する技術者数 5 名未満 注) 資格とは責任者の技術者資格要件にあるもの	5 × 30/32.5
		業務拠点	下記の順位で評価する。 ① 飛騨圏域に本店、支店、営業所等を有する。 ② 岐阜県内に本店、支店、営業所等を有する。	2. 5 × 30/32.5
		企業信頼度	災害協定等への参加を下記の順位で評価する。 ① 岐阜県との協定に参加あり又は直近 5 か年度のうちで同等の活動実績あり ② 岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近 5 か年度のうちで同等の活動実績あり ③ 参加なし又は活動実績なし	5 × 30/32.5
			直近 1 か年度のボランティア活動実績を下記の順位で評価する。 ① 高山土木事務所管内での活動実績あり	5 × 30/32.5

			②岐阜県内での活動実績あり ③実績なし	
基本 事項 (2) 3 0 点	技 術 者 評 価	業務実績 (責任者)	直近15か年度に完成引き渡しの済んだ業務の受託 実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③上記に該当しない。 同種業務：道路パトロール業務 類似業務：道路維持修繕業務内の巡視など 対 象：国、NEXCO及び岐阜県発注業務のみ	10× 30/32.5
		技術者資格 (責任者)	下記の順位で評価する。 ①道路管理支援士又はME、かつ技術士又は1級土木 施工管理技士 ②道路管理支援士又はME ③1級土木施工管理技士 ④上記以外	10× 30/32.5
		技術者資格 (作業員)	下記の順位で評価する。 ①道路の維持管理経験年数が10年以上 ②道路の維持管理経験年数が5年以上 ③道路の維持管理経験が5年未満	5× 30/32.5
		技術者資格 (運転手)	直近5か年度の運転状況を下記の順位で評価する。 ①無事故無違反 ②上記以外	2.5× 30/32.5
		地域精通度 (責任者)	下記の順位で評価する。 ①高山土木事務所管内において、3年以上の業務経 験を有する。 ②岐阜県内において、業務経験を有する。 ③上記に該当しない。	5× 30/32.5
技 術 提 案 4 0 点	業 務 実 施 方 針	実施方針	実施方針（工程表や業務フローを含む）について、 業務内容や目的を理解し、企画・独創性や地域性・ 特殊性等の着眼点が優れている場合に優位に評価す る。	5
		業務実施体 制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な 体制が確保されている場合に優位に評価する。	25× 1/3

		実施体制を整えて業務の遂行にかかる費用は妥当なものである。	25× 2/3
技術 提案	企画性・ 独創性	特定のテーマ1について、業務の課題・留意点等を十分に理解し、技術的裏付け等がなされ的確かつ実現性が高い提案や、他にない独創性で実現性が高い提案となっている場合に優位に評価する。	5
	地域性・ 特殊性	特定のテーマ1について、業務の課題・留意点等を十分に理解し、業務の地域性・特殊性を踏まえた提案となっている場合に優位に評価する。	5

- ※1 業務実績等を含めることの実績は、平成8年度以降（過去15年以内）の実績とする。
- ※2 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。
- ※3 特定テーマは別添様式-6に掲げるものとする。

(2) 非特定理由に関する事項

- ① 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を、書面をもって、下記の日付までに高山土木事務所長から通知する。

非特定通知：平成23年3月16日（水）

- ② ①の通知を受けた者は、平成23年3月23日（水）までに、高山土木事務所総務課管理調整担当に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ③ 書面により説明を求められたときは、書面を受理した日から10日以内に書面により回答する。

(3) 特定・契約手続き

審査結果に基づき、平成23年3月16日（水）までに契約予定者を特定し、通知する。なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。

9 その他の留意事項

- (1) 技術提案書は、当業務における取り組み方法等について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含むものについては無効とする場合がある。
- (2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県建設工事請負契約にかかる入札参加資格停止等措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を行うことがある。
- (3) 提出された技術提案書は返却しない。また、技術提案書は、その特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (4) 技術提案書の提出期限後において、記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。
- ①資料名：道路パトロール日誌及び貸与するポータブルPC等の機器
- ②閲覧場所：高山土木事務所 道路維持課
- ③閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日まで
- （上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日8時30分から16時30分
ただし、PC等機器については使用している場合があるので、あらかじめ連絡が必要）
- (6) 業務委託説明書の質問受け付け及び回答

質問は文書（別添様式－7）により行なうものとし、持参、FAXまたはEメールで受け付ける。

回答は受理日の翌日から3日間（休日含まず）以内に質問者に対して電子メールにより行なうほか、岐阜県高山土木事務所のホームページ上に公開する。

①質問期間

平成23年2月15日（火）～平成23年2月25日（金）

（上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日8時30分から16時30分）

②質問先

高山土木事務所総務課 管理調整担当

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県高山土木事務所のホームページ上にて公開します。

岐阜県トップページ <http://www.pref.gifu.lg.jp/> > 「組織名で探す」

> 県土整備部> 土木事務所（高山）